

レンタサイクル利用規約

現行運用反映版

施行予定日	2026 年 9 月 15 日
貸出・返却場所	いつきのみや歴史体験館

第 1 章 総則

第 1 条（規約の適用）

本規約は、一般社団法人明和観光商社（以下「商社」という。）が提供するレンタサイクル事業において、お客様（以下「利用者」という。）に遵守していただく事項を定めるものです。

利用者は、本規約、利用申込書兼同意書、料金表および商社が現地・ウェブサイト等で示す安全上の案内を確認のうえ、本サービスを利用するものとします。

第 2 章 利用条件・契約・料金

第 2 条（利用資格・条件）

利用者は、満 13 歳以上の方に限ります。中学生が利用する場合は、保護者の同伴を要します。

貸出・返却は 1 日ごととし、原則として日を連続して貸し出すことはできません。

利用者および手荷物等を含む自転車への荷重が 100kg を超える利用はできません。

利用できる車種は、利用者の身長、体格、運転技能その他の安全上の事情を踏まえ、商社が判断します。身長条件の目安は次のとおりです。

車種	身長条件の目安	備考
タウニー	150cm 以上	電動アシスト自転車
ファットバイク	155cm 以上	電動アシスト自転車。砂浜・あぜ道等での利用に適した太いタイヤを備える。
ポターニ	145cm 以上	電動アシスト自転車。小径タイヤ・かご付き。

第 3 条（貸出の拒絶）

商社は、利用者が次のいずれかに該当すると判断した場合、貸出をお断りし、または利用開始後であっても利用を中止させることができます。

- 本規約、利用申込書兼同意書または商社の安全上の案内を守ることができないとき。
- 飲酒、薬物の影響その他の理由により、安全な走行が困難と商社が判断したとき。
- 悪天候、災害、道路・施設の状況その他の理由により、商社が貸出を不適当と判断したとき。
- 利用者の年齢、身長、体格、運転技能その他の事情に照らし、当該車種の安全な利用が難しいと商社が判断したとき。

第5条（利用時間・料金・予約キャンセル・時間超過）

営業時間は原則として9時30分から17時00分までとし、新規貸出および当日受付は16時00分までとします。利用者は、商社が案内する返却時刻までに、貸出場所であるいつきのみや歴史体験館へ返却するものとします。最終返却時刻は17時00分とします。乗り捨てはできず、必ず貸出場所と同じ場所へ返却するものとします。

利用料金は前払いとし、3時間プランは2,000円（税込）、1日プランは2,500円（税込）とします。予約の場合、事前決済済みである場合があります。現地払いの場合にのみ、商社が料金を受領します。

利用開始時間前までにキャンセルの連絡をいただいた場合、キャンセル料は発生しません。事前の連絡がない無断キャンセルの場合、商社はお支払い料金の100%をキャンセル料として請求します。

やむを得ず返却時刻までに返却できない場合、利用者は直ちに商社へ連絡するものとします。3時間プランの利用者が利用開始時刻から3時間を超えて利用する場合は、1日プラン料金（2,500円（税込））を適用し、既に3時間プラン料金を受領している場合は、その差額500円を追加で受領します。最終返却時刻である17時00分を過ぎて返却した場合は、2日分の料金（5,000円（税込））を適用します。

第4条（天候に関する貸出停止・営業休止）

商社は、利用者の安全を最優先とし、現地の平均風速または瞬間最大風速が10m/sを超えている場合、又は10m/sを超える予報が出ている場合、レンタサイクルの営業を休止し、新規の貸出を停止します。

当エリアに暴風警報、大雨警報、洪水警報又は大雪警報が発令された場合、商社は営業を休止し、新規の貸出を停止します。雷注意報が発令され、落雷の危険性が高いと商社が判断した場合も同様とします。

雨天又は高温時は、前二項の基準に該当しない限り、商社による一律の貸出制限は原則として行いません。ただし、利用者は、濡れた路面、白線、マンホール等でのスリップの危険、ブレーキ性能の低下、高温時の熱中症その他の危険を理解し、十分な水分補給・休憩その他の安全措置をとったうえで、自らの判断と責任において利用するものとします。

前二項の天候判断により商社が営業休止又は貸出停止とした場合、又は利用開始時間前までに利用者からキャンセル連絡を受けた場合、キャンセル料は発生しません。

貸出中に急激な強風（10m/s以上）の発生又は気象警報の発令があった場合、商社は利用者の連絡先へ連絡することがあります。利用者は、商社から連絡を受けた場合又は自ら危険を感じた場合、直ちに走行を中止し、最寄りの安全な場所へ避難し、商社の指示に従うものとします。

第3章 貸出・返却・管理責任

第6条（貸出前の確認）

商社は貸出前に車両の状態を確認します。利用者は、利用開始前に自らブレーキ、ハンドル、タイヤ、サドルその他の安全に関わる事項を確認し、適切に利用できる状態であることを確認するものとします。疑問や異常がある場合は、利用開始前に商社へ申し出るものとします。

利用者は、商社が案内する自転車の取扱方法および安全上の注意を守るものとします。ファットバイクおよびボーターニを利用する場合は、車種ごとの追加説明に従うものとします。

第7条（管理責任および禁止事項）

利用者は、道路交通法その他の関係法令および地域の交通ルールを遵守し、善良な管理者の注意をもって自転車および付属品を使用・保管するものとします。利用者は、次の行為をしてはなりません。

- 飲酒運転、無謀運転、傘さし運転、スマートフォン操作をしながらの乗車、信号無視、一時不停止その他の道路交通法その他の関係法令に違反する行為。
- 申込者以外の第三者に自転車を利用させる行為。
- 商社の事前承諾なく、貸出・返却場所と異なる場所に自転車を置く、または返却する行為。
- 放置自転車禁止区域、通行の障害となる場所その他不適切な場所への駐輪、および自転車から離れる際に施錠しない行為。
- 商社の事前承諾なく、自転車または付属品を改造、分解、修理する行為。

第8条（放置自転車に対する処置）

利用者が前条に違反して自転車を放置し、自治体その他の第三者により撤去・保管された場合、利用者は、その原因が利用者の責に帰すべきものであるときに限り、撤去、保管、回収その他の実費相当額を負担するものとします。

第9条（備品の利用）

商社は利用者用のヘルメットを用意します。利用者は、本サービスの利用条件として、乗車中は安全のため必ずヘルメットを着用するものとします。

自転車にスマートフォンホルダーが設置されている場合、利用者は自己の責任において使用するものとします。携帯電話がホルダー本体から外れて落下、破損、紛失その他の損害が生じた場合、商社の故意または過失による場合を除き、商社は責任を負いません。

第4章 トラブル対応（故障・事故・盗難）

第10条（パンク・故障時の連絡および指示）

利用中にパンク、故障その他のトラブルが発生した場合、利用者は直ちに利用を中止し、まずいつきのみや歴史体験館（TEL：0596-52-3890）へ連絡するものとします。体験館につながらない場合は、直江（携帯電話：080-4224-6850）へ連絡し、商社の指示に従うものとします。

体験館の電話番号（0596-52-3890）および直江の携帯電話番号（080-4224-6850）は、自転車後ろの泥除けその他商社が示す連絡先表示にも掲載します。

第 11 条（故障時の対応および費用負担）

利用者は、パンクその他走行の安全に支障がある状態が疑われる場合、直ちに乗車を中止し、損傷を拡大させるおそれのある押し歩きは行わず、商社の指示に従うものとします。

商社が状況に応じて現地への代車手配または利用者の迎えを行えない場合、継続してレンタルを希望する利用者には、自力で貸出場所まで戻っていただくことがあります。継続してレンタルを希望しない利用者には、自力で帰宅していただくことがあります。この場合、利用者は自転車を通行の妨げにならず、かつ法令に反しない場所に必ず施錠して駐輪し、その場所を商社へ連絡するものとします。

商社の事前の承諾なく、利用者が他店等で修理を行った場合、商社はその修理費用を負担しません。

利用者の故意または過失により故障・破損が生じ、回収、修理、部品交換その他の対応が必要となった場合、商社は利用者に実費相当額の負担を求めることがあります。車両の整備状態その他商社側の事情による場合は、この限りではありません。

第 12 条（事故の処置）

利用中に事故が発生した場合、利用者は負傷者の救護、警察への届出その他必要な法令上の措置をとるとともに、速やかに商社へ日時、場所、原因および事故の状況等を報告するものとします。事故について示談等が必要な場合、利用者は自らの責任において行うものとします。

第 13 条（盗難・紛失の処置）

利用中に自転車または付属品の盗難、紛失、破損等が生じた場合、利用者は速やかに商社および必要に応じて警察へ連絡するものとします。

利用者の故意または過失により鍵またはヘルメットを紛失・破損した場合、商社は実費相当額として、鍵は 1,000 円、ヘルメットは 5,000 円を上限の目安として請求することがあります。重大な過失がある場合は、別途実費相当額の損害賠償を請求することがあります。

利用者の故意又は過失により自転車本体が全損、盗難又は紛失した場合、商社は、車両が修理不能である場合の損害額、車両の再調達費用、回収費用その他商社に生じた実費相当額を請求することがあります。

第 5 章 保険・個人情報・雑則

第 14 条（傷害保険）

利用料金には、商社が加入する傷害保険の保険料が含まれます。保険金額は、死亡・後遺障害 500 万円、入院保険金（日額）3,000 円、通院保険金（日額）1,500 円とします。

保険金の支払可否、支払額その他の取扱いは、保険契約の内容および保険会社の判断に従います。事故等が発生した場合、利用者は保険手続に必要な情報の提供に協力するものとします。

第 15 条（免責および損害賠償）

利用中に遭遇した第三者による事故、盗難その他商社の合理的な管理の及ばない事由により利用者に損害が生じた場合、商社は、商社の故意または過失による場合を除き、責任を負いません。

利用者が本規約、法令または商社の安全上の案内に違反し、商社または第三者に損害を与えた場合、商社は利用者に対し、法令上認められる範囲で損害賠償を請求することがあります。利用者の行為に起因して商社が第三者へ損害賠償を支払った場合その他商社が損害を被った場合も同様とします。

第 16 条（個人情報の取扱い）

商社は、利用者から取得した氏名、連絡先、本人確認情報その他の個人情報を、貸出契約の締結・履行、本人確認、料金精算、返却管理、事故・故障・緊急時の連絡、傷害保険の加入・事故報告、不正利用または未返却への対応、統計作成およびサービス改善のために利用します。

商社は、個人情報の保護に関する法令および商社の個人情報保護方針に従い、利用者の個人情報を適切に取り扱います。

第 17 条（遅延損害金および管轄）

利用者が本規約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、商社は、法令上認められる範囲で、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することがあります。

本規約に関して紛争が生じた場合は、法令上管轄を有する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（規約の変更および協議）

商社は、法令改正、サービス内容または運用の変更その他必要がある場合、法令の定めに従い本規約を変更することがあります。変更後の規約は、商社ウェブサイト、受付場所への掲示その他相当な方法により周知し、周知の際に示す効力発生日から適用します。

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合は、法令および一般の取引慣行に従い、利用者と商社が誠実に協議して解決するものとします。

一般社団法人明和観光商社